

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2500051号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2600001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年6月21日から平成13年1月1日まで

請求期間において、A社に正社員として長時間勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成元年9月1日から平成2年4月21日までの期間及び令和5年9月1日以降の期間においては、厚生年金保険の適用事業所であるものの、前述の期間以外の期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、請求者は、「A社から健康保険被保険者証の交付はなかった。」旨記述している。

また、A社の事業主は、「厚生年金保険の適用事業所ではない期間は、従業員の給料から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

なお、オンライン記録によると、請求者が、平成10年4月1日から平成12年4月1日までの期間においては、請求者の父に係る健康保険の被扶養者であったこと、及びB市の回答によると、請求者が、平成12年4月1日から平成14年4月1日までの期間においては、同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。